

## 「京都 地下鉄・バス ICポイントサービス」の御利用方法等について

交通局では、平成31年3月に策定した「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン」でお示ししているとおり、市バスの一人当たり乗車運賃が他都市に比べて低いこと、御利用の頻度にかかわらず全国10種類のICカードで乗継割引を適用していること、移動経路の分散化が必要であること等の諸課題に対応するため、各種割引乗車券等の抜本的見直しを進めており、令和5年4月にICカードによるポイントサービスの導入（令和2年12月 産業交通水道委員会報告）を予定しております。

この度、ポイントサービスの御利用方法等について、具体的な内容を定めましたので、御報告いたします。

## 1 ポイントサービスについて

## (1) 制度概要

名称	正式名称	京都 地下鉄・バス ICポイントサービス
	愛称	もえポっ
対象のICカード	市民の方が多く御利用されている以下の2種が対象 ①ICOCA（特割ICOCAを除く） ※ 令和5年春に導入が予定されている、西日本旅客鉄道の「モバイルICOCA（仮称）」については、現時点では対象外 ②PiTaPa（特別割引用ICカードを除く）	
対象交通機関	地下鉄、市バス、京都バス ※ 令和6年春頃から西日本ジェイアールバスが参画予定	
サービス開始日	令和5年4月1日	
事前登録開始日	令和5年3月1日	
割引サービスの内容	定期以外のICカード利用に対して以下のポイントを付与 ①乗継ポイント ②利用額ポイント ③バスIC24Hチケット	

## (2) 割引サービスの内容

### ア 乗継ポイント

月額3,600円（小児 1,800円）以上の利用者を対象に、乗継利用に対して以下のとおりポイントを付与します。

乗継パターン	付与内容
バス⇄バス	150円（小児 75円）分のポイント付与
バス⇄地下鉄	120円（小児 60円）分のポイント付与

※1 乗継はいずれも90分以内までを対象

※2 乗継ポイントは、バス⇄バス、バス⇄地下鉄の各乗継の利用の早い順に1日2回までに限る

### イ 利用額ポイント

対象交通機関の1か月間の利用金額に対して、以下のとおりポイントを付与します。（小数点以下は切捨て）

(大人)

月の利用額	ポイント付与率
3,000円以上5,000円未満	1%（30P～49P）
5,000円以上8,000円未満	2%（100P～159P）
8,000円以上	3%（240P～）

(小児)

月の利用額	ポイント付与率
1,500円以上2,500円未満	1%（15P～24P）
2,500円以上4,000円未満	2%（50P～79P）
4,000円以上	3%（120P～）

### ウ バスIC24Hチケット

現行のバス1日券は1日単位（利用当日の営業終了まで）での利用となりますが、「バスIC24Hチケット」は、指定日時から24時間利用可能です。指定日時の間に利用された運賃は一旦全額差し引かれますが、現行のバス1日券の販売価格と同額の700円（小児350円）を超過したバス利用分について、ポイント還元し、実質700円（小児350円）とします。

(注意事項)

- ・ 御利用に当たっては、利用開始時間の5分前までに登録が必要です。
- ・ 対象エリアは、対象交通機関の現行のバス1日券と同じ範囲です。
- ・ 本サービスの対象となるバス利用については、乗継ポイント及び利用額ポイントの対象外とします。
- ・ 均一区間外での利用や、均一区間内⇄均一区間外の利用は計算対象外とします。その場合、乗継ポイント及び利用額ポイントは計算対象となります。

### (3) ポイント付与及び利用について

#### ア IC O C Aの場合

- ・ 当月利用分のポイントは翌月15日に付与され、以降、地下鉄各駅の券売機又は洛西営業所に設置するチャージ機で、10円単位でチャージが可能です。
  - ・ 10円未満のポイントは、翌月に繰り越されます。
  - ・ チャージされたポイントは、電子マネーとして、市バス・地下鉄での御利用のほか、コンビニや自動販売機等のお買い物にも御利用いただけます。
  - ・ チャージの期限は、ポイント付与月の翌月から12か月後の末日までです。
- ※ チャージした電子マネーには利用期限はありません。

#### イ P i T a P aの場合

- ※ P i T a P aは、事前にチャージするIC O C Aとは異なり、後日、利用額が精算されるポストペイ型のICカードであるため、IC O C Aでのポイント還元とは取扱いが異なります。
- ・ 当月利用分のポイントは、翌月の交通利用料金から自動で50ポイント単位で割り引かれます。(請求は利用月から3か月後)
  - ・ 交通利用分より付与されたポイントの方が多い場合や、50ポイント未満のポイントは翌月に繰越しされます。
  - ・ 繰越しの期限は、翌月から2年後以降の3月末日までです。

### (4) 事前登録について (別紙「ポイントサービス利用の流れ」参照)

ポイントサービスを利用するに当たり、次のとおり、事前に登録をしていただく必要があります。

#### ア 登録開始日

令和5年3月1日

#### イ 登録方法

##### 手順① 利用者登録

ポイントサービスの御利用前に、パソコンやスマートフォン等を利用し、交通局の登録用ホームページから、ICカード番号や氏名等の必要事項を登録します。

なお、パソコンやスマートフォン等をお持ちでない方は、地下鉄各駅の券売機・洛西営業所のチャージ機でも利用者登録が可能です。

##### 手順② カード登録

利用者登録後、ICカードを地下鉄各駅の券売機又は洛西営業所のチャージ機に挿入していただくと登録が完了します。

なお、利用者登録をしていただくとポイントは付与されますが、6か月以内にカード登録を行わない場合、付与されたポイントは無効となります。

※ 令和5年3月から、市バス・地下鉄案内所(太秦天神川、コトチカ京都、北大路駅、烏丸御池駅)において、スタッフによる代理登録を実施します。

## ウ 事前登録キャンペーンの実施

令和5年3月からの事前登録期間において、ポイントサービスのPRや登録促進のため、以下のとおり、各区役所等や主要駅でキャンペーンを実施します。

場所	期間	内容
各区役所・支所 (全14か所)	令和5年3月中、各所で平日 5日間ずつ実施	・ チラシの配布、ポイントサービスの案内 ・ キャンペーンスタッフがタブレット端末を用いて代理で利用者登録を行う。
主要駅 (四条駅、京都駅、 北大路駅、烏丸御池駅、 山科駅、三条京阪駅)	令和5年3月中の各日、左記 6駅のいずれか1か所で順 次実施	※ 各区役所・支所では特設 ブースを設置、左記6駅で は券売機前にて実施予定

### (5) 問合せ対応

令和5年3月1日からコールセンターを設置し、ポイントサービスの登録方法や利用方法等についての問合せ対応を行います。

## 2 御利用者への周知

ポイントサービスの御利用方法等については、特設のホームページに詳細を掲載するほか、お客様に御理解いただけるよう、市民しんぶんや交通局ニュースに加え、情報誌「おふたいむ」や「リーフミニ」、バス・地下鉄車内及び駅構内のポスター等、様々な媒体を活用し、丁寧に周知してまいります。

また、ポイントサービスの御利用に当たっては、スマートフォンやパソコン等を用いて登録していただく必要があることから、機器に不慣れな方やお持ちでない方には、令和5年3月に区役所・支所や主要駅で実施する、事前登録キャンペーンにおいて、スタッフが代理で登録を行うなど、スムーズに御利用いただけるよう努めてまいります。